

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.31

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）



2007(平成19)年度第3回会議を開催しました。

日 時

2007(平成19)年12月19日(水)
午後2時から5時まで

場 所

京都市国際交流会館

議 題

教育に関する問題について

京都市立小・中学校には、1,242人(平成19年5月1日現在)の外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、京都市内には、民族学校を含む外国人学校が6校あります。

さらに、日本国籍取得者の増加や、日本人との国際結婚により生まれた子どもの増加に伴い、国籍は日本であっても外国にルーツを持つ児童・生徒が増えてきています。

このような状況を踏まえながら、今回の懇話会では、主に在日コリアンに対する教育に関する問題について審議しました。担当委員から、それぞれ、「民族学校に対する支援について」、「市立学校における民族教育・多文化共生教育について」、「外国人／外国系の子どものたちの教育に関する新たな指針について」報告いただいた後、全委員で意見交換しました。

担当委員からの報告

◆民族学校に対する支援について

- 民族学校は学校教育法における各種学校扱いで、私学への助成金を受けることができないなど、様々な面で公立学校・私立学校との差が存在するため、学校運営が困難な状況にある。
- 民族学校の助成について、日本の国公立小・中学校に在籍する児童・生徒一人当たりにかかる経費と同等の助成金を交付すべきである。京都市から低所得家庭の子どもに対して援助金が支給されていることは助けているが、国庫からの補助が変わらないのであれば、府や市の助成金を増額してほしい。
- 定期健康診断と健康保全のための事業について、民族学校に対しても日本の国公立学校と同様の支援をしてほしい。また、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入できるようにするとともに、日本人の学校と同様に学校給食が実施できるように支援してほしい。

◆市立学校における民族教育・多文化共生教育について

- 近年、日本国籍者との国際結婚によって生まれる二重国籍の子どもが増加と、いわゆる「帰化」者の増加という変化が生まれている。したがって、外国人教育あるいは多文化共生教育の対象を、「父母または祖父母が外国にルーツを持つ日本籍児童・生徒」にまで拡大するべきである。
- 「外国にルーツを持つ日本籍児童・生徒」の実態調査を行い、現状を把握するべきである。
- 多文化共生教育としての国際理解クラブ等を、できるだけ多くの学校で積極的に設置してほしい。
- 教員採用に当たり、外国籍者等を積極的に採用し、外国籍教員が本名で教壇に立てるように指導や研修で推進するべきである。
- 在日コリアンの多住地域である東九条に多文化交流の拠点となる施設を設置し、学校教育と社会教育・地域教育を結ぶ接点にするべきである。

◆外国人／外国系の子どもたちの教育に関する新たな指針について

- 外国人の子どもや日本国籍を持ちながら外国にルーツを持つ子ども（外国系の子ども）の教育に関する新たな指針を考えるに当たっては、現在の京都市立学校外国人教育方針について、全面的に書き直すのではなく、内容を追加する形がいいと思う。現行の方針も策定されるまでに何年もかかったもので、新たに作り直すとなるとまた時間がかかり、日々変わっていく状況についていけなくなると思う。
- 不就学の子どもの数を少なくする、あるいは出さないような仕組づくりが必要である。
- 学校において外国人教育担当や国際理解教育担当、英語教育担当の間の交流・連携について、どういう仕組みにするか考える必要がある。

◆「出入国管理及び難民認定法」改正に伴う新しい出入国審査手続について

- 11月20日から新しい出入国審査手続が開始され、外国人は入国審査時に両手人差し指の指紋を採られ、上から顔写真を撮られるようになった。対象者には特別永住者等を除き、日本に永く住む永住者も含まれている。京都市は政府に対し、今回の措置を即刻廃止するように申し入れするべきだ。

○特に、海外への修学旅行の際、外国籍の生徒だけを別室に呼んで指紋・顔写真をとるのは明らかに人権侵害だ。高校生は学校によって身分を保障される、あるいは校長が身分を保障するという仕組みにすれば、問題は解決されると思う。

※新しい出入国審査手続について※

2006(平成18)年5月24日に公布された改正入管法により、テロの未然防止のための規定の整備が行われ、その一環として、2007(平成19)年11月20日から個人識別情報を活用した新しい出入国審査手続が始まりました。この新しい制度では、外国人に対して入国審査時に指紋及び顔写真を提出することが義務づけられています。

①特別永住者、②16歳未満の者、③「外交」又は「公用」の在留資格に該当する活動を行おうとする者、④国の行政機関の長が招聘する者、⑤③及び④に順ずる者として法務省令で定める者を除き、日本に入国する外国人のほぼ全てが対象となります。

【参考】<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan65.html> (法務省入国管理局ホームページ)

意見交換で交わされた主な意見

○各種学校は政令指定都市に多い。政令指定都市会議で外国人学校の問題について話し合う機会を設けてはどうか。

○外国人学校に対して助成金を出す出さないの話しは難しい問題だと思うが、子どもの安全・健康ということは、一般的にも言われていることであり、外国人学校の子どもについても重視していることを示すべきである。

○外国籍の教員同士がお互いに知りあう機会をつくってもらいたい。

○外国籍教員の本名使用については、外国籍だから教員になったわけではなく、教員になりたいから教員になったわけであって、本名を名乗らせるのは難しいのではないかと思う。

○国際理解教育はなにも英語だけに限ったものではなく、色んな国の言語や文化についての教育に力を入れてほしいと思う。

○京都市立学校外国人教育方針の中に「地域の特性に合った国際理解の活動を進めていきなさい」というような記載があればいい。

○京都市には、どこの地域に、国際理解教育に貢献することのできる、どのような人材や団体があるのか把握してほしい。

○自国の文化を紹介するなど、国際理解に協力したいという外国人がいても発表の場がないという声が多く聞かれるので、小中学校など発表

できる場を教育委員会に提供し

てもらいたい。

○修学旅行時の指紋押捺・顔写真撮影の際には、法的な問題はともかく、まずは教師をはじめとする人たちが生徒の心に対して配慮をすることが必要である。



京都市外国籍市民意識・実態調査報告書を とりまとめました。

京都市では、今後の外国籍市民に係る施策を検討するに当たっての参考とするため、本市に在住する外国籍市民の実態と抱える問題について把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

- 調査対象** 京都市内に居住する20歳以上の外国籍市民3,700人
- 抽出方法** 外国人登録データ(平成19年6月1日現在)から、各行政区・支所別の人口割合に応じた無作為抽出
- 調査方法** 郵送法(調査票送付、はがきによる督促礼状1回)
- 調査期間** 平成19年6月29日～7月20日
- 調査分析** 財団法人 世界人権問題研究センター
- 備考** 在留資格や在留に至った背景などを考慮して、部分的に質問項目を違えた「1952年以前から日本にお住まいの方、あるいは日本で生まれたすべての方(オールドカマー)」用と「外国で生まれて、1953年以降日本にお住まいの方(ニューカマー)」用の2種類の調査票を用いました。
- 調査項目** ①回答者の属性②使っている言葉③地域・近所とのかかわり④育児・教育⑤医療・年金⑥行政・団体サービス⑦日本社会の差別と偏見⑧住まい⑨緊急時の対応⑩外国籍市民施策のあり方

回収結果

送付数	回収数(回収率)	有効回答数(同回答率)
3,700	982(26.5%)	979(26.5%)

※調査報告書の本冊及びダイジェスト版は、国際化推進室のホームページで掲載しています。

本冊については、市役所情報公開コーナーでも閲覧できます。

また、ダイジェスト版については、各区役所・支所まちづくり推進課や京都市国際交流協会等で配布しています。

第6期外国籍市民委員を募集しています。

任期

2008年4月1日～2010年3月31日(年4回平日昼間開催の会議に出席、謝礼支給。)

応募資格

2008年4月1日現在で、①京都市に1年以上外国人登録されている②満18歳以上の方で、③日本語を理解できる、④国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方。

応募方法

氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、国籍、在留資格、在日年数、勤務先又は通学先の名称、応募の理由(懇話会で話し合いたいこと等)を日本語で明記し、2月22日(金)までに事務局へ提出してください。

※様式自由。郵送、FAX、電子メール、持参いずれも可。 ※選考有。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総務局国際化推進室

TEL/075-222-3072 FAX/075-222-3055

Eメール kokusai@city.kyoto.jp

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/somu/soshiki/3-4-0-0-0_1.html